最終更新日：2015年12月22日

高田機工株式会社
取締役社長 簀角正明
問合せ先：常務取締役執行役員 管理本部長　梶 義明
証券コード：5923
http://www.takadakiko.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は企業の社会性を認識しながら企業価値のより一層の向上を目指しております。このため経営環境の変化にも迅速に対応できる意思決定体制と株主重視の公正で効率性と透明性を追求した経営システムを構築、維持することを基本と考えております。
また、株主の利益を中長期的に極大化するためには、常に株主以外の他の利害関係者とも適正な取引を継続しつつ、良好な関係を維持し、協力体制を堅持することが必要と考えております。
当社では、取締役会が業務執行に関する意思決定と経営監督の機能をはたすとともに、業務執行状況の監査を行う機関として監査役会を設置して、経営を監視しております。
また、当社は執行役員制度を導入することで、経営の意思決定と業務執行の分離を行っており、その結果、取締役会の迅速な意思決定が可能となっております。また、代表取締役が行う業務執行に対しても、取締役によって監視・監督義務が果たせる体制を構築しております。
なお、本年（平成27年）6月25日開催の定時株主総会において、新たに社外取締役を選任しましたので、2名の社外監査役を含め独立社外役員は3名となり、今後はさらにコーポレート・ガバナンスの体制が強化できるものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－2】
当社は、招集通知の発送については、法定の定めより早い時期に発送しております。株主の皆様に議案の十分な検討期間を確保して頂けるよう、今後とも鋭意取り組んでまいります。
また、当社は現時点では、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnetや自社ホームページに招集通知を掲載しておりませんが、今後検討してまいります。

【補充原則1－2－4】
当社は現在、機関投資家や海外投資家の持株比率が比較的低いため、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則3－1－2】
当社は、株主のうち海外投資家の比率が低いことから、その効果を勘案し、英語での情報の開示・提供は行っておりません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則4－1－2】
当社の中期経営計画は、社内の経営指標として策定しており、対外公表を目的としておりません。今後は、本コードの趣旨を鑑み中期経営計画の開示に向けて検討を進めてまいります。

【補充原則4－2－1】
当社は、中長期的な業績連動報酬は採用しておりません。また、自社株報酬も実施しておりませんが、役員報酬からの役員持株会による自社株式購入を推奨しております。持続的な成長に向けた中長期的な業績連動や自社株報酬など健全なインセンティブが機能する仕組みについては、今後必要に応じて検討してまいります。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、他企業での役員等の兼任がなく、高い見識から当社の経営に、客観的な立場で活発に助言・監督が行える方を独立社外取締役として選任しております。結果、1名のみの選任ではありますが、当社の企業規模・事業特性からみて、当社の独立社外取締役は、その役割と責務を十分に果たしております。加えて、社外監査役2名を独立役員として登録しており、監査役により法令上与えられた権限執行が随時なされていることから、独立役員3名で十分に経営の監視及び監督は機能していると判断して、現時点で社外取締役を増員する必要はないと考えております。
ただし、今後、当社の企業規模の拡大、または事業特性や当社を取り巻く環境が変化することにより、独立社外取締役を増員する必要が生じた場合には、候補者の選任を検討してまいります。

【補充原則4－10－1】
当社は、指名・報酬等の事項を審議する任意の諮問委員会等は設置しておりません。
取締役会に対する取締役候補者の提案は、社長が行います。また、監査役候補者の提案についても、監査役会の同意を得た上で、社長が行います。取締役会では、社長から選任基準や各候補者の経歴、有する知見等について詳細な説明が行われた上で、慎重に審議しております。報酬等に関しましては、社長から取締役会において決定方針と決定方法について詳細な説明が行われた上で、慎重に審議しております。
なお、来年度以降は、平成27年度に選任されました独立社外取締役も交えて慎重に審議してまいります。

【補充原則4－11－3】
取締役会全体の実効性の分析・評価およびその開示につきましては、評価方法も含め今後の検討事項といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
当社は、上場株式の政策保有については、事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な観点から当社の企業価値を高めるものか否かを判断基準としております。また、毎年、同基準に従い主な政策保有株式の検証を行っております。
議決権の行使に当たっては、その議案の内容を精査し当社の企業価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に議決権を行使しており

ます。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社は、当社役員との利益相反取引が発生する場合は、法令等の定めに従い取締役会での承認・確認等を行います。なお、特別の利害関係を有する取締役は当該議案については議決権を行使できない旨、取締役会規程に定めております。
また、役員及びその近親者（二親等内）と当社との取引の有無については、毎年定期的に調査を実施しております。
なお、当社には議決権の10%を超過する大株主（主要株主）に該当する株主はありませんが、主要株主との重要な取引を行う場合には、取締役会の決議事項としております。

【原則3－1　情報開示の充実】
(1)当社は、公共性の高い社会資本の整備を担う企業として、より良い品質の製品を提供し顧客からの信頼を獲得し続けられるよう、経営理念としての社是(「高い技術」「不断の努力」「豊かな未来」)を制定しております。また、経営戦略については有価証券報告書等に記載しております。

(2)コーポレートガバナンスの基本方針は、本報告書の上記「1．基本的な考え方」に記載の通りであります。

(3)取締役の報酬は、役員報酬規程において月額報酬と賞与と規定しております。月額報酬は、当該取締役の役位や職務責任等を考慮して、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で取締役会において決定しております。取締役会がその取扱いを社長に一任した場合は、社長が会社の業績、職責と成果等を勘案し決定しております。賞与については、当該事業年度の会社業績を勘案した総額を株主総会に上程し、決定された範囲内で各取締役の業績に対する貢献度に基づき配分額を決定する方法としております。
経営陣幹部である執行役員の月額報酬等の決定につきましても、取締役会において決定しております。取締役会がその取扱いを社長に一任した場合は、社長が会社の業績、職責と成果等を勘案し決定しております。
なお、社外取締役は独立した立場で経営の監視・監督を担う役割であり、賞与の支給対象とはしておりません。

(4)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名に当っては、当社の経営陣幹部または取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、取締役会において決定を行っております。なお、監査役については、監査役会の同意を得て指名しております。

(5)社外取締役・社外監査役候補者の選任理由につきましては、「定時株主総会招集ご通知」の参考書類に開示しております。
また、社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役候補につきましては、「定時株主総会招集ご通知」の参考書類において当該候補者の略歴等を開示しております。

【補充原則4－1－1】
当社は、「取締役会規程」を定め、法令に準拠して取締役会での付議・報告基準を定めております。またそれに基づき「職務権限規程」および「業務分掌規程」等を定め、業務執行の責任者が執行できる範囲を明確にし、意思決定の迅速化を図っております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、東京証券取引所が定める基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4－11－1】
取締役会の構成については、営業、生産、技術、財務等の各専門分野において、豊富な経験や能力を有する取締役を選任することとし、人材のバランスに配慮しております。
なお、定款にて、社外取締役を含め取締役の員数を10名以内と定めております。

【補充原則4－11－2】
当社は、社外取締役・社外監査役の兼務状況につきましては、「定時株主総会招集ご通知」や有価証券報告書に開示しております。なお、当社取締役会および監査役会への出席状況等につきましても「定時株主総会招集ご通知」で情報開示しております。

【補充原則4－14－2】
当社は、新任取締役には、期待される役割・責務を適切に果たすために新任取締役向けの外部セミナーを受講させ、その役割・責務に係る理解を深めさせております。
社外取締役・社外監査役に対しましては、会社の事業及び機能等を十分に説明し、定期的に経営陣幹部との情報交換・相互研鑽の場を設けております。
また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に対しましては、その役割および責務を果たすために必要とされる事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、あっせん、費用の支援を行っております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との対話につきましては、IR担当取締役を指名するとともに、経理部および総務部をIR担当部署とし両部門が連携して対応しております。IR担当部署は、個人株主からの問い合わせや機関投資家からの面談依頼に対し、合理的な範囲で対応する体制を整備しております。それらの結果は、IR担当取締役に適宜報告し、必要に応じ経営陣幹部および取締役会に報告しております。
なお、株主等との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険相互会社	1,336,478	5.97
新日鐵住金株式会社	1,000,000	4.47
JFEスチール株式会社	915,000	4.09
株式会社奥村組	888,000	3.97
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	810,000	3.62

前尾和男	654,000	2.92
株式会社紀陽銀行	586,000	2.62
株式会社三井住友銀行	502,357	2.25
三井住友信託銀行株式会社	502,000	2.24
株式会社川金コアテック	500,000	2.23

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川谷　充郎	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川谷　充郎	○	―――	大学教授（土木工学、建設工学）としての豊富な経験と専門的知識を有しており、それらを当社の経営に客観的な立場から助言いただけると考え、社外取締役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、期初から期中、期末の監査を通じ、最終的には監査報告書を作成して代表取締役に提出するにいたるまで密接な連絡と意見交換を行っております。
まず、監査役は会計監査人より「監査計画概要書」等により監査計画について説明を受けております。
また、必要に応じて会計監査人から最重点項目や分析的手続きにより得られた監査上の着眼点について説明を受け、それらについて意見交換を行っております。
さらに、中間及び期末監査終了後、監査役は会計監査人から監査結果の報告を受け、これをもとに意見交換を行っております。

監査役監査は、取締役の意思決定過程の監査と執行過程の監査に分けられ、そのうちの業務執行監査は、量的にも質的にも大規模化、複雑化しており、監査役だけで網羅的に監査することは不可能に近くなっております。
監査役は、重要テーマに絞って監査し、それ以外のものについては、内部監査室の監査を活用しながら監査役監査としての成果を高めております。
また、監査役監査を効率的に行うために、内部監査室の監査報告会に出席したり、内部監査報告書を閲覧したりすることによって内部監査室からの情報収集に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
桑原 豊	弁護士													
山中　俊廣	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桑原 豊	○	―――	弁護士としての専門的知見と企業法務に関する豊富な経験を有するとともに、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
山中　俊廣	○	山中俊廣氏は、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人に平成24年6月まで在職しておりました。 当社の同監査法人への報酬額は約25百万円であります（平成27年3月期）。	公認会計士としての専門的知見と財務および会計に関する高い知見と豊富な経験を有しており、それらを当社の監査に反映していただけると考え、社外監査役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役に対する業績連動型報酬制度やストップオプション制度は導入しておりませんが、役員報酬からの役員持株会による自社株式購入を推奨しております。
なお、取締役に対しては、当該事業年度の会社業績を勘案した賞与総額を株主総会に上程し、決定された範囲内で各取締役の業績貢献度に基づき配分した賞与を支給することとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の取締役および監査役の報酬等の総額(員数)は以下のとおりです。
・取締役(6名)　85,856千円
・監査役(社外監査役を除く、1名)　14,328千円
・社外監査役(2名)　13,836千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの年額報酬等限度額の範囲内で決定しています。
報酬の算定方法の決定方針等については、本報告書Ⅰ 1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【3－1　情報開示の充実】(3)に記載していますので、ご参照下さい。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、平常では社外監査役の補助者はおかず、必要に応じて補助者をおいて監査業務の補助を行うよう取締役に要請することができます。
社外監査役に対する情報伝達は、定例の監査役会や臨時の監査役会等で行うとともに、必要に応じ常勤監査役より情報が伝達されます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は7名で構成し、毎月1回開催しております。経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関として位置づけ運用を図っております。
また、執行役員制度を導入しており、「取締役会の戦略決定および業務監督機能」と「執行役員の業務執行機能」の分離を明確にすることにより、経営環境の変化に迅速に対応できる体制になっております。
全取締役と執行役員で構成する執行役員会議は、原則として毎月1回開催しており、各執行役員から現状報告が行われ、議論のうえ具体的な対策等が決定されております。
当社は監査役制度を採用しております。監査役会は監査役3名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。監査役は取締役会をはじめ重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類を閲覧し、また取締役や会計監査人から、報告、説明を受けるなど、厳正な監査を行っております。
また、監査役制度を補完するために内部監査室を設置しており、業務活動の効率性および法令の遵守状況などについて、当社各部門に対し内

部監査を実施し、その結果を代表取締役に適宜報告を行っております。
以上のような運用体制を機能させることで、経営に対する有効性と効率性を高めるとともに、継続的に企業価値を向上させるために、現状のコーポレートガバナンス体制を採用しております。
当社は、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査人に有限責任あずさ監査法人を起用しております。同監査法人および当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。当社は同監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約を締結し、それに基づき報酬を支払っております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

・（前事業年度の）業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 原田大輔 辰巳幸久

・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 6名　　その他 4名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会において適法かつ妥当な意思決定を行い、社外監査役2名を含む監査役が、取締役会の意思決定の過程や各取締役の職務執行状況を監視することにより、経営の監視・監督機能を十分に果たせる体制が整っておりましたが、平成27年6月25日開催の定時株主総会において、新たに社外取締役を選任しましたので、今後さらにコーポレート・ガバナンスの体制が強化できるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月8日
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご出席いただけるよう、集中日を避けて定時株主総会の開催日を設定しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページの「財務情報」に決算短信、四半期報告書、有価証券報告書および事業報告・株主通信を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員：常務取締役執行役員　管理本部長 IR担当部署：経理部（TEL 06-6649-5132）、総務部（TEL 06-6649-5188）	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	高度な技術力と安全を重視した確実な施工により、良質な社会資本を提供することがステークホルダーの立場の尊重の基礎になると考えております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

平成27年5月8日開催の取締役会で決議した「内部統制システムの整備に関する基本方針」の内容は、以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1）当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催します。
（2）取締役は、取締役会を通じて他の取締役の業務執行の監督を行います。
（3）代表取締役より全役員に対し、コンプライアンスを企業活動の基本とすることを徹底しています。
（4）当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
重要事項は稟議書、議事録等の管理基準に基づき、適正な保存管理を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
環境、品質、災害、労働安全、法務、情報セキュリテイ、経理・財務等リスク領域毎の担当部門により、内在するリスクを把握・分析したうえでそのリスクの軽減のために、規程の立案および改訂に取組みます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会は経営戦略の策定と監督機能という本来の機能に特化し、執行役員は業務執行に特化することで機能を分離し、取締役会のチェック機能の強化・効率化と業務執行の迅速化を図ります。
（2）定例の取締役会を毎月1回開催し、法令で定められた事項の他、重要事項の決定を行います。さらに迅速な意思決定が必要な場合は臨時取締役会を適時開催し、これら決定事項は、速やかに執行役員会等に伝達します。
（3）業務運営については全社的な各年度予算及び目標を設定し、各部門においては、この目標に向けた具体策を立案し実行するとともに、毎月または定期的に開催する部門会議において、その進捗状況および実施状況を取締役が検証します。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1）代表取締役より全社員に対し、コンプライアンスを企業活動の基本とすることを徹底しています。
（2）代表取締役によりコンプライアンス担当役員が任命され、コンプライアンス室がコンプライアンス体制の構築・維持・整備に当っています。
（3）社員就業規則において従業員に社内通報義務を負わせ、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気付いた場合、免責性を確保した社内通報制度を利用できるようにしています。
（4）代表取締役直轄の内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックすると共に、取締役、執行役員および監査役に適宜報告を行います。

6. 当該株式会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
親会社および子会社はありませんので、該当事項はありません。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、必要に応じ補助者をおいて監査業務の補助を行うよう取締役に要請することができます。

8. 前項の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
（1）上記補助者は、監査役の要請事項に関して、取締役および所属部署の責任者等からの指揮命令は受けないものとします。
（2）上記の補助者に係わる人事等については、取締役会と監査役会が事前に協議のうえ決定するものとします。

9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
（1）取締役および使用人は、下記の事項について速やかに監査役会に報告をするものとします。
・役職員の違法、内部不正行為等
・重要な訴訟事案
・緊急・非常事態
・その他重要な事態
（2）当社は、監査役に上記（1）の報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役は、執行役員会議や部門会議等重要会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができます。
（2）代表取締役は監査役会と定期的に会合を開催し、代表取締役の業務執行方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題等について意見を交換します。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制
（1）財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築をするとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行っています。
（2）内部監査室は、業務部門から独立して業務の妥当性、効率性および財務報告の信頼性の確保等について評価・是正の推進を図っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制
（1）当社は、企業や市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を持たないことを基本方針とします。
（2）企業倫理規程において反社会的勢力との関係遮断を明記し、全役職員に対し本規程の厳守を徹底するとともに、コンプライアンスおよびコーポレートガバナンスの強化に努めています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成27年5月29日開催の当社取締役会において、平成27年6月25日開催の第86期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、平成26年6月26日開催の第85期定時株主総会にて導入しておりました、当社の企業価値および株主共同の利益をはかることを目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ない「当社株式の大規模買付行為や買収提案に関する対応方針（買収防衛策）」を継続することを決定し同日公表しています。
また、平成27年6月25日開催の第86期定時株主総会において、本対応方針の有効期間を平成28年に開催される当社定時株主総会の終結の時までとすることを承認可決しています。

本対応方針の詳細につきましては、以下の資料（当社ホームページ）をご参照ください。

平成19年5月18日付のプレスリリース
「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ」
平成20年5月23日付のプレスリリース
「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」
平成21年5月21日付のプレスリリース
「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」
平成22年5月25日付のプレスリリース
「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」
平成23年5月27日付のプレスリリース
「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」
平成24年5月29日付のプレスリリース
「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」
平成25年5月31日付のプレスリリース
「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」
平成26年5月23日付のプレスリリース
「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」
平成27年5月29日付のプレスリリース
「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」
当社ホームページ：http://www.takadakiko.com/

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

